

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成23年1月27日(2011.1.27)

【公開番号】特開2005-314422(P2005-314422A)
 【公開日】平成17年11月10日(2005.11.10)
 【年通号数】公開・登録公報2005-044
 【出願番号】特願2005-128942(P2005-128942)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 8/18 (2006.01)
 A 6 1 K 8/30 (2006.01)
 A 6 1 K 8/72 (2006.01)
 A 6 1 K 8/02 (2006.01)
 A 6 1 K 8/00 (2006.01)
 A 6 1 Q 5/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 7/00 A
 A 6 1 K 7/00 C
 A 6 1 K 7/00 J
 A 6 1 K 7/00 L
 A 6 1 K 7/00 S
 A 6 1 K 7/06

【誤訳訂正書】
 【提出日】平成22年12月6日(2010.12.6)

【誤訳訂正1】
 【訂正対象書類名】特許請求の範囲
 【訂正対象項目名】全文
 【訂正方法】変更

【訂正の内容】
 【特許請求の範囲】

【請求項1】

ビニルピロリドンホモポリマー及びビニルピロリドンと酢酸ビニルのコポリマーから選択される少なくとも一の実イオン性の固定ポリマー、ペトロラタム油、エタノール、及びミリスチン酸イソプロピルを含有することを特徴とする、非水性の毛髪用化粧品用組成物。

【請求項2】

非イオン性の固定ポリマーが、組成物の全重量に対して0.01～8重量%の範囲の量で存在している、請求項1に記載の化粧品用組成物。

【請求項3】

ペトロラタム油が、組成物の全重量に対して3～20重量%である、請求項1又は2に記載の化粧品用組成物。

【請求項4】

エタノールが、組成物の全重量に対して5～75重量%の範囲の量で存在している、請求項1ないし3のいずれか1項に記載の化粧品用組成物。

【請求項5】

ミリスチン酸イソプロピルが、組成物の全重量に対して1～50重量%の範囲の量で存在している、請求項1ないし4のいずれか1項に記載の化粧品用組成物。

【請求項6】

毛髪繊維用の保護剤、ビタミン類又はプロビタミン類、香料、防腐剤、金属イオン封鎖

剤、酸性化剤、アルカリ性化剤、並びにそれらの混合物からなる群から選択される、少なくとも一の化粧品用添加剤を含有していることを特徴とする、請求項 1 ないし 5 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 7】

前記化粧品用添加剤が、組成物の全重量に対して 0.001 重量% ~ 20 重量%の範囲の量で存在している、請求項 6 に記載の組成物。

【請求項 8】

少なくとも一の、揮発性又は非揮発性で、直鎖状又は環状のシリコーンを含有していることを特徴とする、請求項 1 ないし 7 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 9】

少なくとも一のシリコーンがポリオルガノシロキサン類から選択される、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 10】

ポリオルガノシロキサン類が、ポリアルキルシロキサン類、ポリアリールシロキサン類、ポリアルキルアリールシロキサン類、ポリオルガノシロキサン類で有機官能部分で変性したもの、及びそれらの混合物からなる群から選択される、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】

少なくとも一のポリオルガノシロキサンが、ポリエチレンオキシ及び/又はポリプロピレンオキシ部分を有するポリオルガノシロキサン類から選択される、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 12】

ポリエチレンオキシ及び/又はポリプロピレンオキシ部分が、C₆-C₂₄アルキル部分を有している、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 13】

シリコーンが、分散液、マイクロ分散液、エマルジョン、ナノエマルジョン又はマイクロエマルジョンとして可溶性形態で使用される、請求項 8 ないし 12 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 14】

組成物の全重量に対して 1 重量%の未満のシリコーンを含有していることを特徴とする、請求項 1 ないし 13 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 15】

水溶性、脂溶性又は水に不溶の有機 UV サンスクリーン剤、フリーラジカル捕捉剤、酸化防止剤、ビタミン類、プロビタミン類、並びにそれらを組合せたものから選択される、少なくとも一の毛髪繊維の保護剤を含有していることを特徴とする、請求項 1 ないし 14 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 16】

ポリオール類からなる群から選択される、一又は複数の化粧品的に許容可能な付加的な溶媒を含有していることを特徴とする、請求項 1 ないし 15 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 17】

前記化粧品的に許容可能な付加的な溶媒が、組成物の全重量に対して 0.001 ~ 5 重量%の範囲の量で存在している、請求項 16 に記載の組成物。

【請求項 18】

スプレーである、請求項 1 ないし 17 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 19】

エアゾールスプレーであり、少なくとも一の噴霧剤を含有している、請求項 1 ないし 18 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 20】

噴霧剤が、n-ブタン、プロパン、イソブタン、ペンタン、二酸化炭素、一酸化二窒素、ジメチルエーテル、窒素、圧縮空気、又はそれらを組合せたものから選択される、請求

項 19 に記載の組成物。

【請求項 21】

選択される噴霧剤がイソブタンである、請求項 20 に記載の組成物。

【請求項 22】

a) ミリスチン酸イソプロピルにペトロラタム油を溶解させる工程と

b) 少なくとも一の非イオン性の固定ポリマーとエタノールとから予め作製された混合物に、工程 a) で得られた溶液を添加する工程
を含むことを特徴とする、請求項 1 ないし 21 のいずれか 1 項に記載の化粧品用組成物の調製方法。

【請求項 23】

噴霧剤により、前記化粧品用組成物を缶に加圧して収容させることを特徴とする、請求項 22 に記載の方法。

【請求項 24】

請求項 1 ないし 21 のいずれか 1 項に記載の組成物の、毛髪に光沢を付与するための使用。

【請求項 25】

処理された毛髪が天然の感触を有している、請求項 24 に記載の使用。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

有利には、本発明の組成物はエアゾールに加圧されていてもよく、揮発性のアルカン類、例えば n-ブタン、プロパン、イソブタン、ペンタン、二酸化炭素、一酸化二窒素、ジメチルエーテル、窒素、圧縮空気、又はそれらを組合せたものから好ましく選択される、少なくとも一の噴霧剤を含有していてもよい。

選択される噴霧剤は、好ましくはイソブタンである。

噴霧剤(類)は、上述したような噴霧剤と組成物の混合物の全体に対し、典型的には 25 ~ 45%、好ましくは 30 ~ 40% の範囲の量で存在している。